

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）については、平成26年厚生労働省告示第243号及び第244号をもって改正され、平成26年5月30日付けで適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった新医薬品（内用薬9品目及び注射薬2品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬4品目、注射薬3品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (3) (1)及び(2)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 142	3, 737	2, 467	25	15, 371

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに

薬価基準に記載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬4品目、注射薬3品目及び外用薬1品目）について、揭示事項等告示の別表第2に記載することにより、平成27年4月1日以降の保険診療における使用医薬品から除外するものであること。

(2) (1)により揭示事項等告示の別表第2に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	91	37	33	0	161

### 3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) アボネックス筋注30 $\mu$ gペン

① 本製剤は、インターフェロンベータ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は、針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(2) メマリーOD錠5mg、同OD錠10mg及び同OD錠20mg

本製剤の効能・効果は「中等度及び高度アルツハイマー型認知症における認知症症状の進行抑制」であることから、中等度及び高度のアルツハイマー型認知症であることが確認された患者に対して使用した場合に限り算定できるものであること。

### 4 関係通知の一部改正について

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第2号）の別添1第90の3（1）中「及びラコールNF配合経腸用液」を「、ラコールNF配合経腸用液、エネーゴ配合経腸用液及びラコールNF配合経腸用半固形剤」に改める。

◎「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成26年3月5日付け保医発0305第2号)の別添1第90の3(1)  
 (参考：新旧対照表)

改正後	現行
<p>別添1 特掲診療料の施設基準等                      第90 後発医薬品調剤体制加算                      1～2 (略)                      3 後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外する医薬品                      (1) 経腸成分栄養剤                          エレンタール配合内用剤、エレンタールP乳幼児用配合内用剤                          エンシユア・リキッド、エンシユア・H、ツイインライン配合経腸                          用液(経過措置品目)、ラコール配合経腸用液(経過措置品目)、                          ツイインラインNF配合経腸用液、ラコールNF配合経腸用液、エネ                          ーゴ配合経腸用液及びラコールNF配合経腸用半固形剤</p>	<p>別添1 特掲診療料の施設基準等                      第90 後発医薬品調剤体制加算                      1～2 (略)                      3 後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外する医薬品                      (1) 経腸成分栄養剤                          エレンタール配合内用剤、エレンタールP乳幼児用配合内用剤、                          エンシユア・リキッド、エンシユア・H、ツイインライン配合経腸                          用液(経過措置品目)、ラコール配合経腸用液(経過措置品目)、                          ツイインラインNF配合経腸用液及びラコールNF配合経腸用液</p>

(参考)

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1 内用薬	アジルバ錠10mg	アジルサルタン	10mg 1錠	93.60
2 内用薬	エネーボ配合経腸用液	半消化能経腸栄養剤 (たんぱく質、脂質、糖質等)	10mL	7.10
3 内用薬	サレドカプセル25	サリドマイド	25mg 1カプセル	4,757.60
4 内用薬	ジェイゾフロフト錠100mg	塩酸セルトラリン	100mg 1錠	305.40
5 内用薬	①セチリジン塩酸塩錠10「BMD」	セチリジン塩酸塩	10mg 1錠	46.20
6 内用薬	タケルダ配合錠	アスピリン/ランソプラゾール	1錠	89.30
7 内用薬	フルコナゾールカプセル50mg「サンド」	フルコナゾール	50mg 1カプセル	382.90
8 内用薬	フルコナゾールカプセル100mg「サンド」	フルコナゾール	100mg 1カプセル	498.60
9 内用薬	①メトトレキサートカプセル2mg「サンド」	メトトレキサート	2mg 1カプセル	185.10
10 内用薬	メマリーOD錠5mg	メマンチン塩酸塩	5mg 1錠	137.70
11 内用薬	メマリーOD錠10mg	メマンチン塩酸塩	10mg 1錠	246.00
12 内用薬	メマリーOD錠20mg	メマンチン塩酸塩	20mg 1錠	439.70
13 内用薬	ラコールNF配合経腸用半固形剤	半消化能経腸栄養剤 (たんぱく質、脂質、糖質等)	10g	8.40
14 注射薬	アボネックス筋注30μgペン	インターフェロロン ベータ1a (遺伝子組換え)	30μg 0.5mL 1キット	39,266
15 注射薬	ルセンテイス硝子体内注射用キット10mg/mL	ラニズマブ (遺伝子組換え)	0.5mg 0.05mL 1筒	181,270
16 注射薬	レボホリナートカルシウム点滴静注用25mg「サンド」	レボホリナートカルシウム	25mg 1瓶	1,020
17 注射薬	レボホリナートカルシウム点滴静注用100mg「サンド」	レボホリナートカルシウム	100mg 1瓶	3,322
18 注射薬	レボホリナートカルシウム点滴静注用125mg「サンド」	レボホリナートカルシウム	125mg 1瓶	5,332
19 外用薬	ラタノプロスト点眼液0.005%「サンド」	ラタノプロスト	0.005% 1mL	482.90